

Caresphere™ QM クラウドサービス利用規約 新旧対照表

■ Caresphere™ QM サービス利用規約 ※下線部分は改訂箇所	
新	旧
<b>第 3 章 本サービスの提供</b>	
<b>第 10 条 (本サービス用設備等の障害等)</b>	(新設)
<p>1. 当社は、本サービスの提供に必要な当社の設備等（以下、「本サービス用設備等」という。）について障害があることを知ったときは、遅滞なく、本サービス用設備等を修理または復旧するように努めます。</p> <p>2. 当社は、本サービス用設備のうち、クラウドサービスに障害があることを知ったときは、当該クラウドサービスを提供する事業者<sup>1</sup>に修理又は復旧を指示するものとします。</p> <p>3. 当社は、本サービス用設備等のうち、電気通信回線に障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する事業者<sup>2</sup>に修理又は復旧を指示するものとします。</p> <p>4. 前各項に定めるほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知するものとします。</p>	
<b>第 11 条 (ID 及びパスワードの管理)</b>	<b>第 10 条 (ID 及びパスワードの管理)</b>
(略)	(略)
<b>第 12 条 (必要情報の提供)</b>	<b>第 11 条 (必要情報の提供)</b>
(略)	(略)
<b>第 13 条 (電子メールによる応答義務)</b>	<b>第 12 条 (電子メールによる応答義務)</b>
(略)	(略)
<b>第 14 条 (本サービスにかかる知的財産権等)</b>	<b>第 13 条 (本サービスにかかる知的財産権等)</b>
(略)	(略)
<b>第 15 条 (データの権利帰属等)</b>	<b>第14条 (データの権利帰属等)</b>
(略)	(略)
<b>第 16 条 (バックアップ等)</b>	<b>第15条 (バックアップ等)</b>
(略)	(略)
<b>第 17 条 (禁止行為)</b>	<b>第16条 (禁止行為)</b>
(略)	(略)
<b>第 18 条 (本サービスの再委託)</b>	<b>第17条 (本サービスの再委託)</b>

(略)	(略)
<b>第 19 条 (非常事態時の利用制限)</b>	<b>第18条 (非常事態時の利用制限)</b>
(略)	(略)
<b>第 20 条 (本サービスの停止)</b>	<b>第19条 (本サービスの停止)</b>
(略)	(略)
<b>第 21 条 (契約者に対する提供停止)</b>	<b>第20条 (契約者に対する提供停止)</b>
(略)	(略)
<b>第 22 条 (本サービスの終了)</b>	<b>第21条 (本サービスの終了)</b>
(略)	(略)
<b>第 4 章 料金等</b>	
<b>第 23 条 (利用料金)</b>	<b>第22条 (利用料金)</b>
(略)	(略)
<b>第 24 条 (料金等の計算方法)</b>	<b>第23条 (料金等の計算方法)</b>
(略)	(略)
<b>第 25 条 (支払)</b>	<b>第24条 (支払)</b>
(略)	(略)
<b>第 26 条 (支払遅延)</b>	<b>第25条 (支払遅延)</b>
(略)	(略)
<b>第 27 条 (代金回収の委託)</b>	<b>第26条 (代金回収の委託)</b>
(略)	(略)
<b>第 5 章 一般条項</b>	
<b>第 28 条 (秘密保持)</b>	<b>第27条 (秘密保持)</b>
(略)	(略)
<b>第 29 条 (個人情報の取扱い)</b>	<b>第28条 (個人情報の取扱い)</b>
(略)	(略)
<b>第 30 条 (反社会勢力との関係の排除)</b>	<b>第29条 (反社会勢力との関係の排除)</b>
(略)	(略)
<b>第 31 条 (解除・解約)</b>	<b>第30条 (解除・解約)</b>
(略)	(略)
<b>第 32 条 (権利譲渡の禁止)</b>	<b>第31条 (権利譲渡の禁止)</b>
(略)	(略)
<b>第 33 条 (損害賠償)</b>	<b>第32条 (損害賠償)</b>
(略)	(略)
<b>第 34 条 (免責)</b>	<b>第33条 (免責)</b>

(略)	(略)
<b>第 35 条 (準拠法及び裁判管轄)</b>	<b>第34条 (準拠法及び裁判管轄)</b>
(略)	(略)
<b>第 36 条 (協議)</b>	<b>第35条 (協議)</b>
(略)	(略)